

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
第1914回総会議事録（2頁）	場所	<u>東京都情報公開条例第7条第6号</u> ○ 公にすることにより、総会運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
第1914回総会議事録（3頁）	1 報告事項 (1) 新受付事件のうち ・ あっせん事件名 ・ 不当労働行為事件名 (2) 終結事件のうち ・ あっせん事件名 ・ 不当労働行為事件名	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となる場所、公にすることにより、労使紛争が事件として係属している、又はしていたことが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
第1914回総会議事録（3頁）	1 報告事項 (1) 新受付事件のうち ・ 資格審査事件名 (2) 終結事件のうち ・ 資格審査事件名	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 通常、労働組合の名称が事件名となる場所、公にすることにより、労働組合の活動状況が明らかとなるなどして労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ このことにより、資格審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
第1914回総会議事録（3頁）	1 報告事項 (3) その他 ・再審査事件の終結の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、労使紛争が事件として係属していたことが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
第1914回総会議事録（3頁）	2 公益委員会議決定事項等の報告 (1) 審査の実効確保の措置申立てについて	<u>東京都情報公開条例第7条第3号、同条第5号及び同条第6号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、労使紛争が事件として係属していることが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 申立てに係る協議の具体的な内容が公になると、協議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
第1915回総会議事録（2頁）	場所	<u>東京都情報公開条例第7条第6号</u> ○ 公にすることにより、総会運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
第1915回総会議事録（3頁）	1 報告事項 (1) 新受付事件のうち ・ あっせん事件名 ・ 不当労働行為事件名 (2) 終結事件のうち ・ あっせん事件名 ・ 不当労働行為事件名の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、労使紛争が事件として係属している、又はしていたことが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
第1915回総会議事録（3頁）	1 報告事項 (1) 新受付事件のうち ・ 資格審査事件名の一部 (2) 終結事件のうち ・ 資格審査事件名の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 通常、労働組合の名称が事件名となることにより、労働組合の活動状況が明らかとなるなどして労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ このことにより、資格審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
第1915回総会議事録（4頁）	1 報告事項 (3) その他 ・ 再審査事件に係る行政訴訟の提起の一部 ・ 行政訴訟の終結の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第2号、同条第3号及び同条第6号</u> ○ 訴訟の事件番号は、訴訟事件の記録閲覧を通じて、訴訟記録に記載された個人の氏名、住所等を知ることができ、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当し、また、労働組合及び使用者の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれることにより、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
第1915回総会議事録（４頁）	2 公益委員会議決定事項等の報告 (1) 資格審査のうち、事件名の一部	<u>東京都情報公開条例第 7 条第 3 号、同条第 5 号及び同条第 6 号</u> ○ 通常、労働組合の名称が事件名となることにより、公にすることにより労働組合の活動状況が明らかとなるなどして労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、資格審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
第1915回総会議事録（４頁）	2 公益委員会議決定事項等の報告 (2) 公益委員忌避申立てについての事件名	<u>東京都情報公開条例第 7 条第 3 号及び同条第 6 号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、公にすることにより、労使紛争が事件として係属していることが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
第1915回総会議事録（４頁）	2 公益委員会議決定事項等の報告 (3) 行政訴訟（判決・決定等）について（報告）の一部	<u>東京都情報公開条例第 7 条第 2 号、同条第 3 号及び同条第 6 号</u> ○ 訴訟の事件番号は、訴訟事件の記録閲覧を通じて、訴訟記録に記載された個人の氏名、住所等を知ることができ、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当し、また、労働組合及び使用者の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
第1915回総会議事録（４頁）	2 公益委員会議決定事項等の 報告 (4) 合議のうち、事件名	<u>東京都情報公開条例第 7 条第 3 号、同条第 5 号及び同条第 6 号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、労使紛争が事件として係属していることが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
第1914回総会資料 総会日程 第1915回総会資料 総会日程	次回総会のうち、開催場所	<u>東京都情報公開条例第 7 条同条第 6 号</u> ○ 公にすることにより、総会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和 5 年 8 月 1 日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 （３・４頁）	1 新受付事件 (1) あっせん ・事件名	<u>東京都情報公開条例第 7 条第 3 号及び同条第 6 号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、労使紛争が事件として係属していることが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、調整手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和 5 年 8 月 1 日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 （３・４頁）	1 新受付事件 (1) あっせん ・申請者 ・被申請者 ・参考事項の一部	<u>東京都情報公開条例第 7 条第 3 号及び第 6 号</u> ○ 公にすることにより、労働組合の活動状況が明らかとなったり、労使紛争が事件として係属していることが明らかとなるなどして、労働組合及び使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、調整手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和5年8月1日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 (3・4頁)	1 新受付事件 (1) あっせん ・調整事項	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 具体的な紛争の内容に結び付く記載であり、公にすることにより、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、調整手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月1日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 (3・4頁)	1 新受付事件 (1) あっせん ・摘要	<u>東京都情報公開条例第7条第2号、同条第3号及び同条第6号</u> ○ 具体的な紛争の内容そのものであり、特定の個人を識別でき、ないしは識別できないにしても公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、また、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、調整手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月1日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 (5頁)	1 新受付事件 (2) 不当労働行為 ・事件名	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、公にすることにより、労使紛争が事件として係属していることが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和5年8月1日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 (5頁)	1 新受付事件 (2) 不当労働行為 ・ 申立人	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 公にすることにより、労働組合の活動状況が明らかとなるなどして、労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月1日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 (5頁)	1 新受付事件 (2) 不当労働行為 ・ 被申立人 ・ 参考事項の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 公にすることにより、労働委員会に係属する労使紛争が明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月1日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 (5頁)	1 新受付事件 (2) 不当労働行為 ・ 請求する救済内容(要旨) ・ 摘要(要旨)	<u>東京都情報公開条例第7条第2号、同条第3号及び同条第6号</u> ○ 具体的な紛争の内容そのものであり、特定の個人を識別でき、ないしは識別できないにしても公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、また、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和5年8月1日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 (6頁)	1 新受付事件 (3) 資格審査のうち ・組合名 ・代表者氏名 ・事務所所在地の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 公にすることにより、労働組合の活動状況が明らかになるなどして、労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、資格審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月1日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 (6頁)	1 新受付事件 (3) 資格審査のうち、 ・申請理由の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 不当労働行為審査事件の事件名については、通常、使用者の名称が事件名となるところ、公にすることにより、労働委員会に係属する労使紛争が明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、資格審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月1日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 (7頁)	2 終結事件 (1) あっせん ・事件名	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となるところ、公にすることにより、労使紛争が事件として係属していたことが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、調整手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和5年8月1日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 (7頁)	2 終結事件 (1) あっせん ・調整事項	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 具体的な紛争の内容に結び付く記載であり、公にすることにより、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、調整手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月1日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 (7頁)	2 終結事件 (1) あっせん ・摘要(要旨)の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第2号、同条第3号及び同条第6号</u> ○ 打切りや解決の要旨は、具体的な紛争の内容そのものであり、公にすることにより、労働組合や使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、調整手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月1日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 (8～10頁)	2 終結事件 (2) 不当労働行為 ・事件名	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、公にすることにより、労使紛争が事件として係属していたことが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和５年８月１日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 （８～10頁）	２ 終結事件 (2) 不当労働行為 ・ 請求する救済内容（要旨）	<u>東京都情報公開条例第７条第２号、同条第３号及び同条第６号</u> ○ 具体的な紛争の内容そのものであり、特定の個人を識別でき、ないしは識別できないにしても公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、また、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和５年８月１日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 （８～10頁）	２ 終結事件 (2) 不当労働行為 ・ 摘要（要旨）の一部	<u>東京都情報公開条例第７条第２号、同条第３号及び同条第６号</u> ○ 取下げや和解の要旨は、具体的な紛争の内容そのものであり、公にすることにより、労働組合や使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和５年８月１日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 （11頁）	２ 終結事件 (3) 資格審査 ・ 組合名 ・ 申請理由の一部	<u>東京都情報公開条例第７条第３号及び同条第６号</u> ○ 公にすることにより、労働組合の活動状況が明らかになるなどして、労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 不当労働行為審査事件の事件名については、通常、使用者の名称が事件名となると、公にすることにより、労働委員会に係属する労使紛争が明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、資格審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和５年８月１日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 資料 (12頁)	3 その他 (2) 再審査事件の終結の一部	<u>東京都情報公開条例第７条第３号及び同条第６号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、公にすることにより、労使紛争が事件として係属していたことが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和５年８月１日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 添付資料（総１頁）	委員別・担当事件数 事件数合計 審査事件 調整事件	<u>東京都情報公開条例第７条第６号</u> ○ 公にすることにより、担当委員の指名において、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
令和５年８月１日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 添付資料（総３頁）	開催場所	<u>東京都情報公開条例第７条第６号</u> ○ 公にすることにより、総会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和5年8月1日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 添付資料（総4頁）	報告事項（新受付事件） ・ 不当労働行為事件名 報告事項（終結事件） ・ あっせん事件名 ・ 不当労働行為事件名の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となること、労使紛争が事件として係属している、又はしていたことが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月1日 第1914回総会 第1822回公益委員会議 添付資料（総4頁）	報告事項（新受付事件） ・ 資格審査事件名 報告事項（終結事件） ・ 資格審査事件名の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 通常、労働組合の名称が事件名となること、公にすることにより、労働組合の活動状況が明らかになるなどして、労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、資格審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 （3～6頁）	1 新受付事件 (1) あっせん ・ 事件名	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となること、公にすることにより、労使紛争が事件として係属していることが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、調整手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (3～6頁)	1 新受付事件 (1) あっせん ・申請者 ・被申請者 ・参考事項の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号</u> ○ 公にすることにより、労働組合の活動状況が明らかとなったり、労使紛争が事件として係属していることが明らかとなるなどして、労働組合及び使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、調整手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (3～6頁)	1 新受付事件 (1) あっせん ・調整事項	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 具体的な紛争の内容に結び付く記載であり、公にすることにより、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、調整手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (3～6頁)	1 新受付事件 (1) あっせん ・摘要	<u>東京都情報公開条例第7条第2号、同条第3号及び同条第6号</u> ○ 具体的な紛争の内容そのものであり、特定の個人を識別でき、ないしは識別できないにしても公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、また、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、調整手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (7～9頁)	1 新受付事件 (2) 不当労働行為 ・ 事件名	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、公にすることにより、労使紛争が事件として係属していることが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (7～9頁)	1 新受付事件 (2) 不当労働行為 ・ 申立人	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 公にすることにより、労働組合の活動状況が明らかとなるなどして、労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (7～9頁)	1 新受付事件 (2) 不当労働行為 ・ 被申立人 ・ 参考事項の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 公にすることにより、労働委員会に係属する労使紛争が明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (7～9頁)	1 新受付事件 (2) 不当労働行為 ・ 請求する救済内容（要旨） ・ 摘要（要旨）	<u>東京都情報公開条例第7条第2号、同条第3号及び同条第6号</u> ○ 具体的な紛争の内容そのものであり、特定の個人を識別でき、ないしは識別できないにしても公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、また、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (10～12頁)	1 新受付事件 (3) 資格審査のうち ・ 組合名 ・ 代表者氏名 ・ 事務所所在地の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 公にすることにより、労働組合の活動状況が明らかになるなどして、労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、資格審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (10～12頁)	1 新受付事件 (3) 資格審査のうち、 ・ 申請理由の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 不当労働行為審査事件の事件名については、通常、使用者の名称が事件名となると、公にすることにより、労働委員会に係属する労使紛争が明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、資格審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (13～15頁)	2 終結事件 (1) あっせん ・ 事件名	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、公にすることにより、労使紛争が事件として係属していたことが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、調整手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (13～15頁)	2 終結事件 (1) あっせん ・ 調整事項	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 具体的な紛争の内容に結び付く記載であり、公にすることにより、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、調整手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (13～15頁)	2 終結事件 (1) あっせん ・ 摘要（要旨）の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第2号、同条第3号及び同条第6号</u> ○ 打切りや解決の要旨は、具体的な紛争の内容そのものであり、公にすることにより、労働組合や使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、調整手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (16～22頁)	2 終結事件 (2) 不当労働行為 ・ 事件名	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、公にすることにより、労使紛争が事件として係属していたことが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (16～22頁)	2 終結事件 (2) 不当労働行為 ・ 請求する救済内容（要旨）	<u>東京都情報公開条例第7条第2号、同条第3号及び同条第6号</u> ○ 具体的な紛争の内容そのものであり、特定の個人を識別でき、ないしは識別できないにしても公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、また、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (16～22頁)	2 終結事件 (2) 不当労働行為 ・ 摘要（要旨）の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第2号、同条第3号及び同条第6号</u> ○ 取下げや和解の要旨は、具体的な紛争の内容そのものであり、公にすることにより、労働組合や使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (23～24頁)	2 終結事件 (3) 資格審査 ・組合名 ・申請理由の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 公にすることにより、労働組合の活動状況が明らかになるなどして、労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 不当労働行為審査事件の事件名については、通常、使用者の名称が事件名となると、公にすることにより、労働委員会に係属する労使紛争が明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、資格審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和5年8月22日 第1915回総会 第1823回公益委員会議 資料 (25頁)	3 その他 (2) 再審査事件に係る行政訴訟の提起の一部 (3) 行政訴訟の終結の一部	<u>東京都情報公開条例第7条第2号、同条第3号及び同条第6号</u> ○ 訴訟の事件番号は、訴訟事件の記録閲覧を通じて、訴訟記録に記載された個人の氏名、住所等を知ることができ、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当し、また、組合及び使用者の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれることにより、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和５年８月２２日 第１９１５回総会 第１８２３回公益委員会議 資料 (２５頁)	３ その他 (４) 前総会報告事項（審査の実効確保の措置申立てについて）	<u>東京都情報公開条例第７条第３号、同条第５号及び同条第６号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、労使紛争が事件として係属していることが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 申立てに係る協議の具体的な内容が公になると、協議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和５年８月２２日 第１９１５回総会 第１８２３回公益委員会議 添付資料（総５頁）	開催場所	<u>東京都情報公開条例第７条第６号</u> ○ 公にすることにより、総会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和５年８月２２日 第１９１５回総会 第１８２３回公益委員会議 添付資料（総６頁）	報告事項（新受付事件） ・ あっせん事件名 ・ 不当労働行為事件名 報告事項（終結事件） ・ あっせん事件名 ・ 不当労働行為事件名	<u>東京都情報公開条例第７条第３号及び同条第６号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、労使紛争が事件として係属している、又はしていたことが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
令和５年８月２２日 第１９１５回総会 第１８２３回公益委員会議 添付資料（総６頁）	報告事項（新受付事件） ・資格審査事件名 報告事項（終結事件） ・資格審査事件名	<u>東京都情報公開条例第７条第３号及び同条第６号</u> ○ 通常、労働組合の名称が事件名となることにより、労働組合の活動状況が明らかになるなどして、労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、資格審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和５年８月２２日 第１９１５回総会 第１８２３回公益委員会議 添付資料（総６頁）	その他 ・再審査事件の終結の一部	<u>東京都情報公開条例第７条第３号及び同条第６号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、労使紛争が事件として係属していたことが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
令和５年８月２２日 第１９１５回総会 第１８２３回公益委員会議 添付資料（総６頁）	公益委員会議決定事項等の報告 ・審査の実効確保の措置申立てについて	<u>東京都情報公開条例第７条第３号、同条第５号及び同条第６号</u> ○ 通常、使用者の名称が事件名となることにより、労使紛争が事件として係属していることが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 申立てに係る協議の具体的な内容が公になると、協議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。 ○ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。